

## ■国際会社法研究(1)

## 国際会社法の諸問題〔上〕

藤田友敬 東京大学助教授

## 一 はじめに

企業活動の国際化の進展は、単に国際的な取引のみならず、涉外的側面を有する組織法的行為をも増加させてきている。本稿は、国境を越えた企業活動をめぐる法的ルールの適用、とりわけ組織法的なルールの適用について、総論的な問題整理を行う。

本稿で扱うような問題は、「国際会社法」と呼ばれることが少なくないが、それは、当該法律関係についていかなる法が適用されるかという抵触法上の問題と、涉外的な側面を有する組織法的な行為について各国の実質法がどのように規律しているかという問題の両面を扱う法領域である（注一）。

本稿は、国際会社法において現実的にも重要な問題の中からいくつかの論点を拾い出し、そ

れがいかなる問題であり、どのような角度からの議論が必要かとすることを整理することを目的とする。各々の論点について解説論を提示することは主たる目的とはしない。それは本連載の今後の諸論稿に委ね、ここではそれに先立つ問題整理を行い、議論するための共通の枠組みを作り出す作業を中心としたい。

## 二 国際会社法をめぐる過去の議論

具体的な作業に入る前に、これまでわが国においてなされた国際会社法に関するいくつかの議論を振り返ることとしよう。一九八〇年代以後（注二）、いずれも商法改正を契機に実務的に関心が寄せられ検討がなされた問題がいくつかある。

## 1 昭和五六年改正と外国子会社による親会社株式取得

昭和五六年改正によって子会社による親会社株式取得の制限というルールが設けられた。この規定に関連して、外国子会社を使って親会社（日本法人）の株式の取得ができるかが議論された。当時の立法担当官の解説では、「（筆者注・二二一条ノ二第一項の子会社に……）海外子会社が入るかどうかは問題であるが、直接に日本法が海外子会社に適用されることは当然である」（注三）とか、「海外子会社はわが国の法規制の下にないから、海外子会社がわが国の法によって設立された親会社の株式を取得することは今まで禁止することはできない」（注四）等と説かれていた。これらの引用からもわかるように、当時の議論では、抵触法の話か実質法の話かも必ずしも明確でないまま、「商法は日本の会社にしか適用がない」といつたいささか理論的根拠の疑わしいドグマが漠然と説かれていたことに特徴がある（注五）。なお、外国子会社による親会社株式の取得の問題については、後にもう一度取り上げる（三三参照）。

## 2 平成五年改正と外債をめぐる規律

ついで問題となつたのは、国際的な社債発行をめぐる法律関係である。平成五年改正で社債管理会社の強制設置が導入されたが（商法二九

(三六号を参照)。

同研究会は、昨年、「外国会社との合併・株式交換をめぐる法的規律」なる副題の下、国際M & A研究に関するリレー連載を本誌において行つた研究グループの構成員（本誌一六二三号「一六二八号参照」）および、同年五月三〇日に開催された同名のワークショップに参加した研究者、実務家を中心としたものである（同ワークショップについては本誌一六三五号・一六四〇号に連載）。

切りに、本誌において不定期のリレー連載が試みられることがある。かかるリレー連載の母体となつてゐるのは、比較的若手の商法研究者・国際私法研究者と涉外法律事務所を中心とした実務家から構成される「国際会社法研究会」なる研究組織である。

「国際会社法研究」という副題の下、本号における

「国際会社法研究」(連載)を始めるに当たつ

① 東京地判平成一〇年三月三〇日判時 六  
五八号一七頁（注一二五）

2 法人格否認の法理の準拠法

卷之三

### 3 平成一一年改正と国際的株式交換

商事法務No.167

これらの問題については後にもう一度取り上げる（四二参照）ので、ここでは深入りしないが、主として日本商法の社債権者集会の規定の適用があるか否かが関心を引いたこともあり（いわゆるE.P.C.O事件（注六））、外債をめぐる規律についての議論が一気に深められることとなつた（注七）。

株式移転・株式交換制度を利用してわが国の会社を完全子会社とすることはできるかどうかが議論された（注一〇）。この問題は外国企業による日本企業の買収の容易化の要求という半ば政治的な色彩をも帶び、商法改正のアジェンダにも取り込まれつつある（注一一）。

後に説明するようく国際的な企業再編については、どのような形で法が適用されるべきかといふ抵触法的側面についても、複雑で困難な問題があると同時に（三四）実質法の問題としても、日本商法は外国会社との組織再編についてどのような態度をとっているとみなるべきなのかといふことも正面から問題とされなくてはならない（五三）。現に両面について、近時、国際私法学者、商法学者、実務家による分析が始まられつつあり（注一二）、国際会社法の議論はさらに新たな段階に入りつつあるように思われる。

1

（法例二一条）、企業の不法行為責任はます準拠法の選択が問題となる。たとえば、企業同士の契約は、渉外的私法關係については、契約準拠法（法例七条）、企業の不法行為責任は、行為地法（法例二一条）、会社の經營機構等の内

本稿で企業の国際的活動のあらゆる局面についての準拠法を網羅することはできない。」ここでは、国際会社法の領域における抵触法上の問題がいかなる作業であり、どのような問題があるかを示す例をいくつかまことに挙げるにしよう。

(文責) 田嶋会社法研究会幹事・立教大学助教授・早川吉尚(はやかわ・よしひさ)

の創設である。この制度の創設後、外国会社が株式移転・株式交換制度を利用してわが国の会社を完全子会社とができることができるかどうかが議論された（注一〇）。この問題は外国企業に

部組織に関する事項については会社従属法によることになる。しかし、企業組織に関する法的紛争の準拠法の決定に関しては、未解明な問題が少なくない。





想は、会社代表者の契約締結権限が当該会社の従属法上肯定されれば契約準拠法等は問わざ契約の会社への帰属を肯定しうることのアノロジーのようである（神前前掲）。ただここで問題を「譲渡人の取引相手が譲受人に請求できるか否か」という問題とまで抽象化することは躊躇を覚える。名板貸のような外観法理には、より異なる問題と考えるべきではなかろうか（両者の準拠法が、たまたま結果的に一致するという）と/orはありうるとしても）。なお、商法二六条については、なかなか微妙である。同条は、一般に外觀保護といった説明がなされるが（最判昭和四七年三月二日民集二六巻二号一八三頁）、契約締結時点での信頼を保護するといふ通常の意味での外觀保護とは性格が異なる上に、その現実の運用の実態は、債権者詐害的な行為を根拠とする責任財産の実質的拡張に近い（江頭憲治郎「判批」法協九〇巻一二号一六一二頁参照）。

（注三四）①事件の判旨は、法人格否認の法理を適用した後の括弧書の中で「右法理は信義則なし」の権利の濫用の一般条項により認められるものであり、同様的一般条項を有するフランス私法下においても当然認められる（判時一六五八号一二六頁）と述べるが、これはいかにも大雑把過ぎ、フランス法における法人格否認の法理の内容についてもう少し踏み込まなければならぬ。

もつとも①事件の判旨は、フランス法にも信義則なしし権利の濫用の一般条項が存在する以

上、こういった一般条項に基づいて認められる法人格否認の法理も当然認められるとする趣旨には躊躇を覚える。名板貸のような外観法理には、より異なる問題と考えるべきではなかろうか（両者の準拠法が、たまたま結果的に一致するという）と/orはありうるとしても）。

（注三五）なお、企業結合関係と類似する問題とには、譲渡を覚える。名板貸のような外観法理には、より異なる問題と考えるべきではなかろうか（両者の準拠法が、たまたま結果的に一致するという）と/orはありうるとしても）。

（注三六）藤田・前掲（注二〇）一三三八頁。

（注三七）その他の一例について、藤田・前掲（注二〇）一三頁以下参照。

（注三八）龍田・前掲（注八）三一三頁、江頭・前掲（注二二）一四〇頁、高桑昭「わが国の商法（会社法）規定の国際的適用に関する若干の問題について」国際法外交雑誌九九巻一号四二頁（二〇〇〇年）、藤田・前掲（注二〇）一四〇頁。ただし、石黒・新世社・前掲（注二四）三〇一頁は、商法二二一条ノ二を、準拠法のいかんにかかわらず適用のある絶対的強行法規と解した上で、その保護法益は何かという観点から規制の射程を直接考えるべきだとする。

（注三九）日本法の解釈としては、子会社による違法な親会社株式取得も、譲渡の相手方が善意の場合には無効を主張できないという説が多数説である。江頭憲治郎「株式会社・有限会社法（第二版）」（有斐閣、二〇〇三年）二〇八頁、前田庸「会社法入門（第八版）」（有斐閣、二〇〇三年）一六四頁、龍田節「会社法（第九版）」（有斐閣、二〇〇三年）二四七頁。

（注四〇）なお、江頭・前掲（注二二）一四一頁は、親会社従属法と株式譲渡に適用される法の両方において無効とされる場合に初めて無効となるという立場をとる。

（注四一）江頭・前掲（注二二）一四〇頁、藤田・前掲（注二〇）一三三頁、落合・神田・近藤・前掲（注二）三三八頁。

（注四二）株主による帳簿閲覧権の行使は会社の利益を害する危険もあるため、そもそもこれを認めない法規も少なくない。そのような国の子会社についても日本の親会社の株主が帳簿閲覧請求をできるとすると、当該子会社の株主ですら行使できない情報収集権を当該会社の株主ですらない者が行使できる結果になる。

（注四三）江頭・前掲（注二二）一四八頁注23参考（親会社監査役の子会社調査権（二七四条ノ三）について累積的適用を説く。これに対して、高桑・前掲（注三八）三九頁以下は、親会社従属法で判断すべきだとするが、その上で「子会社の属人法において親会社の調査権の行使を拒むべき場合または拒むことができる場合には、子会社はこれを拒むことができるといわなければならぬ。それは法令の規定に基づくものであるから、「正当の理由あるとき」に該当する」という。しかし、このように解するのであれば、むしろ累積的適用としたほうが素直ではなかろうか。

（ふじた・ともたか）